

**「小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」
に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等**

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 4件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	最低基準について、その保証のような項目がないことが気になりました。理由は、最低基準を満たしていることの確認が、施設開設の申請時にだけ行われるように解釈できる条例のように感じたからです。定期的な市による監査のような事項は含まれているのでしょうか。	このたびの基準案については、児童福祉法において、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、実施主体者がその基準に適合しているかを審査するための基準として条例を策定するものです。また、児童福祉法の別段においては、この基準を維持するため、市が実施場所への立入り、設備、帳簿書類の検査をすることができる規定が設けられております。
2	地域との連携的な項目は、無くても良いのでしょうか。子ども達の安全な通園や園外での活動などには、地域との協力がある方が良いと思います。町内会や児童委員、交番などとの連携についてであると安心な気がします。	地域との連携については、基準案の中において、「乳児等通園支援事業者の一般原則」の項目に示されております。いただいた御意見につきましては、基準案とは別に今後の事業の運営における参考とさせていただきます。
3	保護者との連絡について、支援内容の理解と協力を留まっていますが、保護者への育児に関する助言や教育などへも踏み込んで欲しいと思いました。園に任せきりではなく、保護者も積極的に育児に参加させるような環境がないと、児童が健全に育たないように感じています。	保護者への育児に関する助言や教育については、当該基準案で定められるものではありませんが、いただいた御意見につきましては、基準案とは別に今後の事業の運営における参考とさせていただきます。
4	職員不足や園児の定員割れなどによる閉園対策も欲しいと思いました。民間である以上、ある程度、長期で安定した運営をできる環境が担保されていないと、事業に参加しようとするものはいないと思います。	いただいた御意見につきましては、当該基準案で定められるものではありませんが、基準案とは別に今後の事業の運営における参考とさせていただきます。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。